

南和広域医療企業団
令和5年3月総務委員会

開 催 日

令和5年3月2日

南和広域医療企業団議会 令和5年3月総務委員会

目 次

○出席委員.....	1
○欠席委員.....	1
○傍聴者.....	1
○説明のため出席した者の職氏名.....	1
○職務のため出席した者の職氏名.....	2
○開会宣告.....	3
○会議録署名委員の指名.....	3
○委員会出席要請確認.....	3
○審議事項確認.....	3
○1. 付託議案について	
(1) 議第1号 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予 算(第3号)について.....	4
(2) 議第2号 令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計予算に ついて.....	14
(3) 議第3号 南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施 行条例の制定について.....	27
(4) 議第4号 南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会 設置条例の全部を改正する条例について.....	27
(4) 議第5号 南和広域医療企業団情報公開条例の一部を改正する 条例について.....	27
(4) 議第6号 南和広域医療企業団附属機関に関する条例の一部を 改正する条例について.....	27
(4) 議第7号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関す る条例の一部を改正する条例について.....	30
(4) 議第8号 南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例等の 一部を改正する等の条例.....	31

(4) 議第9号 南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する 条例.....	31
○2. 報告事項	
(1) 令和4年度診療状況について.....	4
(2) 令和4年度決算見込等について.....	4
① 令和4年度決算見込について.....	4
② 類似団体病院との比較.....	4
③ 将来の負担について.....	4
○3. その他.....	34
○閉会宣告.....	41
○署名委員.....	42

南和広域医療企業団議会 令和5年第1回総務委員会会議録

令和5年3月2日（木） 午後2時20分開会

午後4時12分閉会

出席委員（13名）

委員長	銭谷春樹	副委員長	北マユ美
委員	秋本登志嗣	委員	藤富美恵子
委員	藤本昌義	委員	松田哲子
委員	脇坂博	委員	別所誠司
委員	小西規夫	委員	和田晃裕
委員	玉岡紀生	委員	松本博行
委員	大丸仁志		

欠席議員（0名）

傍聴者（8名）

説明のため出席した者の職氏名

（南和広域医療企業団）

企業長	杉山孝	副企業長	園田正行
副企業長	松本昌美	事務局次長	大西和徳
総務企画課長	安満英之	人事課長	米田悟
医事課長	和田光司	財務課主幹	高橋修一
経営管理課長	中西哲也	施設用度課長	辻村早希子

（吉野病院）

事務長 大谷保

（五條病院）

事務長 佐々岡正

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡	眞	啓	書	記	安	満	英	之
書	記	成	田	篤	書	記	入	江	美津希

◎開会宣告

○銭谷委員長

ただいまから、総務委員会を開会します。

本日の出席委員は13名ですので、委員会条例第11条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告いたします。

本日の委員会は、委員会条例第15条の規定により、公開としていますので、傍聴を許可することをご了解願います。

なお、本日の委員会における質疑及び答弁は全て着座のまま行っていただきますよう、お願いいたします。

◎会議録署名委員の指名

○銭谷委員長

次に、会議録署名委員を指名いたします。私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

それでは、私から署名委員を指名いたします。

別所委員、小西委員を署名委員に指名いたします。

◎委員会出席要請確認

○銭谷委員長

次に、当委員会への出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、ご了承ください。

◎審議事項確認

○銭谷委員長

さて、当委員会におきましては、本会議より付託を受けました議案等について審議を行

います。

委員会の進行につきましては、次第に基づき、「1. 付託議案について」の審議に併せて、「2. 報告事項について」も併せて理事者側より説明及び報告を求め、最後に「3. その他」についてご審議いただく形で進めたいと思います。

◎ 1. 付託議案について

(1) 議第1号 令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計 補正予算(第3号)について

2. 報告事項について

(1) 令和4年度診療状況について

(2) 令和4年度決算見込等について

○ 銭谷委員長

初めに、「1. 付託議案について」、審議を進めます。

議第1号、「令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第3号)について」を議題といたしますが、関連する次第の「2. 報告事項について」の「(1) 令和4年度診療状況について」及び「(2) 令和4年度決算見込等について」も併せて理事者の説明を求めます。

園田副企業長。

○ 園田副企業長

それでは、委員長からご配慮いただきましたので、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、議第1号、「令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第3号)について」と、報告事項の(1)「令和4年度診療状況について」、それから(2)「令和4年度決算見込等について」、説明をさせていただきます。

まず、最初に報告事項の(1)「令和4年度診療状況について」から説明をさせていただきます。お手元の表紙が水色の議案補足説明資料というのをお願いしたいと思います。

それでは、議案補足説明資料、水色の資料ですね。1枚おめくりいただきまして、1ページですけれども、診療状況について12月までの入院診療の状況ということでございます。上から南奈良総合医療センター、それから吉野病院、五條病院の1日当たりの患者数につきまして、その月別の推移を表したグラフでございます。赤色の折れ線グラフが令和4年度の状況でございます。真ん中の吉野病院につきましては、昨年度にも説明をさせて

いただきましたけれども、病床数が令和4年の5月から9床減らしまして、87床で運用しているという状況です。

それから、その下の五條病院につきましては、7床増やしまして78床で運用しているという状況でございます。

その隣の縦の棒グラフでございますけれども、診療単価の推移でございます、いずれも高い水準で推移をしているというふうに考えております。

おめくりいただきまして、資料の2ページをお願いいたします。

こちらは外来診療の状況でございます、左側の折れ線グラフが、これも1日当たりの外来患者数の月別の推移を表しているものでございまして、赤色の折れ線グラフが令和4年度の状況でございます。新型コロナウイルスの患者が増えておりまして、高い水準で推移をしているということでございます。右隣の横の棒グラフでございますけれども、これは初診患者数の推移を表しているものでございます。それからまた、その下の縦の棒グラフですけれども、こちらは診療単価の推移を表しているものでございまして、いずれも令和4年度は直近の過去3か年に比べましても高い水準で推移をしているということでございます。

おめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

3ページは救急外来の状況でございます、一番上の枠で囲んだところでございますけれども、12月までの状況です。トータルで1万2,881人の方が救急外来をご利用いただいたという状況でございます。昨年度の同じ期間と比較をいたしまして、約40.5%増えているという状況です。このうち、南和地域の患者が約78.9%という状況でございます。

おめくりいただきまして、次、4ページをお願いいたします。

4ページですけれども、こちらは救急車による搬送の受入状況でございます。救急車のイラストがありまして、その下の数字をご覧いただきたいんですが、南和地域管内の救急搬送の件数で、12月までで3,691件ございまして、このうち南奈良総合医療センターのほうに受入要請がありましたのが2,704件、全体の73.3%ということで、約4分の3ということになってございます。残りの約4分の1である26.7%につきましては、かかりつけ医の医療機関への搬送であるとか、あるいはもう三次救急、高度救命救急ということで、最初から奈良県立医大であるとか、他の病院に要請をして搬送ということになったものでございまして、こちらは南奈良総合医療センターには要請がなかったと

いうことでございます。

要請のありました2,704件、そのうち赤線で囲んだところでございますけれども、2,442件の受入をしたという状況でございます。要請のあった2,704件に対しまして、2,442件ございますので、率にしますと90.3%が応需率ということになります。開院以来、90%前後を維持しているという状況でございます。

それから、この資料の下のほうに折れ線グラフを記載しております。こちらは1日当たりの救急車による搬送件数の推移でございます。令和4年度の状況でございますけれども、これは1日当たり10.8件という状況でございます。2年前から増加傾向にあるという状況でございます。3年前と比べましても約2倍の毎日10件前後の救急車の受入をしているという状況でございます。

おめくりをいただきまして、資料5ページをお願いいたします。

こちらは南奈良総合医療センターにおける新型コロナウイルス患者の入院の受入状況でございます。専用病床を44床確保しているところでございます。右上に横の棒グラフ記載しており、上のほうが地域別の患者数の内訳ということになりますけれども、オレンジ色が南和地域の患者数の占める割合を示しているものがございます。

上のほうのグラフが全期間の状況でございます。全体の47.8%が南和地域にお住まいの患者さんということになっております。また、下のグラフが第6波ということで、令和4年1月からの状況でございますが、こちらはもう約63.9%まで占めているというような状況でございます。

おめくりいただきまして、資料の6ページをお願いいたします。

資料の6ページは、南奈良総合医療センターにおける新型コロナウイルス発熱外来の状況でございます。第6波ということで令和4年1月以降、熱発件数の状況をご覧ください。と、大変高い水準で推移をしているという状況でございます。

おめくりをいただきまして、資料7ページをお願いいたします。

資料7ページからは、「令和4年度決算見込について」でございます。こちらはまず結論から申し上げたいというふうに思っています。

一番下の行の7番、純利益の行でございますけれども、2億8,900万円の黒字を見込んでいるということになっております。当初予算の見込みでは1億2,200万円でしたけれども、1億6,700万円増益を見込んでいるというところがございます。

その主な理由でございますけれども、表の上から3行目の黄色い行、医業収益の辺りを

覧いただきたいんですけども、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、入院収益、それから外来収益が増えておりまして、約6億9,000万円増収になったということで、これによるものと考えております。

その一方で、費用につきましては入院、外来収益が増えましたことに伴いまして、医薬品費等の材料費が幾分増える見込みであるということと、それから県の人事委員会からプラス改定の勧告が出ておりますので、その対応として約3,200万円の増額を見込んでいます。

それから、光熱水費と、コロナ対応による個人防護服等の消耗品を購入するためということで、若干費用が増加をしています。

それから、下から3行目、特別損失のところですけども、こちらについては過年度分の国補助金、病床確保料というような国補助金の取扱いにつきまして過去に遡って改められて、その影響で約5,900万円返還する必要がございますので、その費用が必要になったということがございます。

その結果、これらを差引きいたしますと、冒頭申し上げましたとおり2億8,900万円、約3億円の黒字というふうに見込んでいます。

それから、決算見込みに関しましては以上のとおりでございます。これに関連いたしまして報告をさせていただきたい事項が二つございます。おめくりいただきまして資料の8ページをお願いいたします。

資料の8ページでございますけども、類似病院との比較ということでございまして、前回の10月の定例会でもご説明をさせていただいたところでございますが、南奈良総合医療センターの客観的な評価ということで、類似する病院との比較を行っております。

今回、令和2年度の決算データでの比較ということになりまして、要するに新型コロナウイルスの感染拡大をした状況での比較ということになります。

類似病院につきましては、右下に記載をしているとおりでございます。こちらは病床数の多い順に並べているものでございます。資料の下の方にも注釈を記載しておりますけども、不採算地区といわれる地域にある中核病院をいまして、これは二次、または三次の救急医療機関でへき地医療拠点病院、または災害拠点病院の指定を受けている、地域でそれなりの役割を果たしている病院ということで、規模が南奈良総合医療センターと同じぐらいということで200床から300床の病院をピックアップしたものでございます。全国で24病院ありまして、身近なところでは橋本市民病院であるとか、新宮市立医療セ

ンターが含まれております。

説明に入りますけれども、資料の上の枠囲みのところでございまして、まず南奈良総合医療センターの特徴でございます。前回も申し上げましたが、これは記載のとおりでございますけれども、病床数232床ということで決して多くはないんですけども、病床稼働率が大変高いので、24病院中2番目という状況になっています。

したがいまして、非常に効率的に病床を運用できているということになりまして、医業収益の総額で比較をいたしますと、300床規模の病院、あるいはより単価の高い7対1の看護基準を採用しているような病院と同じくらいの大変大きな収益をたたき出しているという状況になっております。

次に、令和2年度のポイントでございますけれども、記載のとおりです。新型コロナウイルスの影響でコロナの専用病床を確保したこともありまして、医業収支の状況というのは少し悪くなっておりますけれども、結果として黒字を確保できているということで、経常収支比率としては100.8%ということで、令和元年度が100.1%でございましたので少し上回っているという状況です。

ただ、先ほども決算見込のところを申し上げますけれども、病床確保料という公費による支援がございまして、これは皆さんご存知かも分かりませんが、一部のマスコミ報道にもありましたが、病床確保料で大変潤った病院がございまして、それによって経営改善が進んだ病院がございまして、その影響で、南奈良総合医療センターのランキングとしては少し悪くなったようなところがあるということでございます。

おめくりいただきまして、9ページをお願いいたします。

少しちょっと複雑な話になって恐縮ですけども、9ページはその辺りのことについてグラフなどを用いて説明した資料でございます。まず、左上のグラフでございますけれども、これはコロナの影響でどれぐらいの収益が減ったかということ、まず横軸に取りまして、縦軸には国の補助金、いわゆる病床確保料ということになりますけれども、これを縦軸に取りまして、医業収益の減ったと思われる額と病床確保料の関係を見たものでございます。

南奈良総合医療センターは赤丸のところでございます、右側にも説明を記載しておりますけれども、コロナの専用病床を確保したことにより約5.1億円の減収があったというふうに考えております。これはあくまで推計でございますが、それに対して約6.8億円の病床確保料の交付があったということでございます。単純に差引きいたしますと約1.7億円プラスになったということになりますけれども、その一方で、グラフの波線で赤く

困んだところがございまして、この辺りにある病院群というのは収益が減った以上に大変多くの補助金を受けた病院ということになりまして、そういう病院群では大変収支がよくなったというふうに言われております。

南奈良総合医療センターはそういった病院と比べますと、ほどほどということ、めちゃくちゃ病床確保料で潤ったという状況ではないというふうに思っております。

それから、左下のグラフでございすけども、これはコロナが拡大する前の令和元年度の病床稼働率でございす。コロナが拡大する前の病床稼働率と経常収支の改善状況について、その関係を見たグラフでございすけども、右側にコロナの専用病床の確保状況を一覧にしております。南奈良は232床のうち44床をコロナ病床にしておりまして、約19%を専用病床にしているという状況で、しかも、コロナが拡大する前の病床稼働率が97%ですから、一般病床をコロナ病床に転換してしまいますと、それだけで入院収益が減るということになってしまいます。それを病床確保料で補ったとしても、めちゃくちゃ収益が上がるというものではないということです。そういった構造的な理由もあって、南奈良総合医療センターの場合、そんなに病床確保料で潤ったという状況ではないということをお示しするものでございす。

それから、左下のグラフでご覧いただきたいのは、コロナ前の稼働率が85%前後ぐらいの病院群でして、これは二極化していますけども、経常収支がめちゃくちゃ改善したところがございまして、10ポイント以上も改善しているところがあります。恐らくもともと空いている病床を利用して病床確保料で潤ったのではないかというふうに考えておりまして、そういう病院が85%前後ぐらいの病院ですと比較的多く見られるという状況です。

南奈良総合医療センターの収支につきましては、コロナ前の令和元年度から黒字化をしておりますので、こういった特殊需要といいますか、コロナの病床確保料で黒字になったのではないということをご理解いただきたいということで、ちょっと長くなりましたけれども説明をさせていただいた次第でございす。

10ページ以降は、前回からはほぼ変わりありませんので後ほどご覧いただきたいと思いますが、1点だけ特にご覧いただきたいところがありまして、12ページをお願いいたします。

12ページですけれども、グラフが二つございまして、左上のグラフが病床の数と医業収益の関係を見るグラフでございす。先ほど、南奈良総合医療センターの特徴ということで説明をいたしましたけども、病床数が232床、グラフでは一般病床のみの数を表し

まして228床ということで、比較的少ないという状況ですけれども、ご覧いただいているとおり大変大きな額の医業収益をたたき出しているということを表しているものです。

その下の右のグラフですけれども、これは後ほど職員定数について議案としておりますので、職員数と医業収益の関係につきましてご確認をいただきたいというふうに思っております。左下に説明を記載しておりますけれども、南奈良総合医療センターとほぼ同じ470人規模でも、そういった病院と比べますと南奈良総合医療センターというのは大変高い収益を確保しているという状況はご確認していただけるというふうに思っています。他の病院と比べましても、効率のよい人員配置をしているというふうに考えております。

それから、14ページをお願いいたします。

14ページでございますけれども、これも決算見込に関連いたしましてご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

昨年度、第二次の中期計画ということで、今後5年間の運営に関する計画ということをご報告させていただいたところです。その中で、令和4年度から5年間の収支の見通しにつきましても、ご説明をさせていただいたと思っておりますが、計画での想定につきまして、今現在どんな状況になっているのかということについて、ご報告をしたいというふうに思っています。

まず、左上のグラフでございます。今後5年間の各年度の、単年度の収支の見通しをグラフにしたものでございます。

先ほど、令和4年度の決算見込ということで2億8,900万円の黒字と申し上げました。想定から1億6,000万円ほど上振れをしているという状況です。令和5年度から新たな設備投資の減価償却も始まってまいりますので、単年度の収支については厳しくなっていくというような見込みを立てておりますけれども、それでも右側のグラフをご覧くださいますと、当面の間は累積欠損というのは発生しないというふうに考えております。令和4年度末で12億4,200万円をこういう繰越利益剰余金、要するに内部留保を持つことができる見込みでございます。今のところ、この繰越利益剰余金、内部留保についても当初の見込みから3億円程度上振れをする見込みというふうに考えております。

それから、下のイメージ図でございますけれども、今後10年間の設備投資に要する財源の賄い方をどうするのかにつきまして、構成団体と協議した結果をご報告したいというふうに思っています。設備投資につきましては、令和4年度から5年間で約33.3億円必要となってまいりますけれども、その賄い方といたしましては、まず、過疎対策事業債によ

るご支援をいただけるということになってございまして、それからさらにそれに加えて、今回県から追加の支援をいただけるということでございます。

その結果、約33億円の投資が必要になってはいますが、企業団が自ら稼いで賄わないといけない金額としては、イメージ図の右側の実質的な負担というところでありまして、企業団の負担は6.1億円と書いておりますけれども、約6.1億円にまで負担を軽減していただいたというような状況でございます。

さらに、令和9年度から13年度までの5年間では、概算で約29億円の設備投資が必要というふうに見込んでおりますけれども、この財源の賄い方によりますと、企業団の実質的な負担としては約5億円程度で収まるというふうに見込んでありまして、合わせますと11.1億円を企業団で賄わないといけないということになりますが、さっきもご覧いただきましたとおり、今現在、内部留保が約12億円でございますので、今後10年間は設備投資が原因で赤字になるということはないと思っています。

報告につきましては以上でございまして、続けて、議案の説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の桃色の資料をお願いしたいと思います。

「令和5年第1回定例会議案説明資料」と書いたものです。桃色の資料をお願いいたします。はい。

桃色の資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページでございまして、「令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）について」でございます。

ただいま令和4年度の決算見込につきまして説明をさせていただきましたけれども、今回、収入と支出の予算に関しまして、予算の補正をお願いするものでございます。

まず、左側の病院事業収益でございますけれども、新型コロナウイルス感染症患者への対応などによりまして、入院収益、それから外来収益が増収となる見込みでございます。また、新型コロナウイルス感染症関連の補助金の交付がございますので、歳入予算につきまして総額5億5,231万1,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

それから、右側の病院事業費用でございますけれども、こちらは奈良県人事委員会勧告に基づきまして給与費等を増額するという、それから医業収益の増収に伴いまして、医薬品費等の材料費予算の増額、それから光熱水費の増加、補助金による感染対策のための消耗品購入のため経費を増額させていただきたいということです。それから、先ほども申し上げましたけれども、過年度の補助金の一部について返還をする必要がございますので、

所要額として総額5億5,231万1,000円の増額の補正をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、資料の2ページをお願いいたします。

こちらは資本的収支予算の補正をお願いするものでございます。

概要につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業という事業がございますけれども、この補助金を活用いたしまして人工呼吸器、それから全自動遺伝子解析装置などの医療機器を購入したいというふうに考えております。補助率につきましては、10分の10でございます。

以下、3ページ以下はその詳細につきましては資料となっておりますので、ご参照をお願いしたいと思います。

以上が、補正予算第3号の内容でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○銭谷委員長

ご苦労さまでした。理事者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第1号及び次第の「2. 報告事項」の(1)、(2)に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

診療報酬や、この補足説明のお話を伺い、本当にご尽力をいただいていること、心からそう思いました。

そこで、具体的に数値的な部分なんですけれども、もし数値的にお示しいただけるのであれば、そしてまた内容を少しお聞きすることができたらと思っております。

補正予算案第3号のところにありますけれども、一つはこの医業費用、病院事業費用の補正予算額が挙がっております。2,500万円、消耗品、個人防護服等とありますけれども、この内容的には感染防止対策ということですが、具体にもう少し個人防護服も含めての内容をお聞きしたいと思います。

そして、特別損失ですが、ご説明もいただいております。しっかりと点検をしてくださったということで、返還額がここに示されておりますけれども、この5,931万1,000円の部分の具体的な人数など、この金額が出された数値的な部分、人数的な部分をもし

お示しいただけるのであればお聞きしたいと思います。

○銭谷委員長

辻村課長。

○辻村施設用度課長

消耗品についてお答えいたします。

個人防護服、頭先从ら足先まで、まずはキャップを被って、アイガードとかフェイスガード、それとN95という特殊なマスク、そしてサージカルガウン、長袖のガウン等をフル装備して対応していただいております。スタッフが患者さんに接するときはみんなその格好をしていただきますので、このような金額になってございます。

説明は以上です。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

過年度補助金の返還額ですけれども、ちょっと細かな内訳というのは今すぐお示しできないんですけども、考え方につきましては、コロナの専用病床を確保して、空床に対して単価が設定をされており、その単価に空床数を掛ければこの数になるんですけども、この返還額につきましては、例えば入院をされていて朝に退院をされた、その当日についても病院の運用としては、同じ日に退院をされて、入院というケースが当然ありますので、退院をされて空床になった数としてカウントし、空床数の請求をしていたんですけども、それについてはちょっと過分過ぎるのではないかという考え方が示されましたので、自主的に返還をするということです。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

すみません。消耗品について、ありがとうございます。奈良県のコロナ感染症患者の人数も少し減少しておりますが、今後、やはり日頃の備えということではフル装備、命を守るということの中では、企業団といたしましては必要であると考えております。フル装備ということで説明をいただきましたので、ありがとうございます。

そして今、副企業長のほうからご説明をいただきました。

これは追及ということでお聞きしていることではございません。ただし、ここにこの金

額が5,931万1,000円というふうに挙がっておりますので、この計算式と申しますか、具体的に計算をされてこの予算が挙がっていると思われましたので、今日は企業団組合議会議員としてその根拠を、決して追及ということではなく、その具体的な内容をお聞きしたいと思っておりました。

また後日、そういうところがお示しいただけるのであれば教えていただきたいと思えます。このことに対しましては、自主的に対応していただいた結果であり、内容的には、もしかすると国のほうからの、この支援事業に対しまして細やかな、本当に各病院が、細やかにキャッチができる、対応ができる、理解ができる、そういうところが欠けていたのかもしれない。そういう部分では、本当にこの返還しなくてもいいような通達の在り方などが、とても必要であると感じております。

このことに関しては追及ではございませんので、この金額が出ている具体的な計算式と申しますか、それをまた後日でも結構ですので、お示しいただければと思います。

以上です。

○銭谷委員長

後日、対応よろしく申し上げます。

ほかに質疑のある委員はいませんか。

いないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号「令和4年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第3号）について」、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第1号については、原案どおり可決することに決しました。

（2）議第2号 令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計 予算について

○銭谷委員長

次に、議第2号「令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」を議題と

します。理事者の説明を求めます。

園田副企業長。

○園田副企業長

それでは、議第2号「令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」、説明をさせていただきます。

桃色、肌色の令和5年第1回定例会議案説明資料をお願いいたします。

4ページでございます。

4ページ、表題が「南和広域医療企業団病院事業会計当初予算概要について」でございます。よろしいでしょうか、4ページの資料をお願いいたします。

4ページの上段のほうですけれども、収益的収入及び支出でございます。

まず、左側の収入のところですが、南奈良総合医療センターで合計87億9,134万9,000円の収入を予定しております。

次に、吉野病院で合計11億6,390万7,000円の収入を予定しており、五條病院では同じく11億3,250万円の収入を予定しております。企業団合計では110億8,775万6,000円の収入を予定しております。

次に、右側の支出のところですが、南奈良総合医療センターで合計88億4,003万1,000円の支出を予定しておりまして、吉野病院では11億2,614万7,000円、五條病院では10億8,775万3,000円の支出を予定しております。企業団合計で110億5,393万1,000円の支出を予定しております。

以上の収入支出による収支でございますけれども、右横の黄色のところ収支差引きを記載してございます。南奈良総合医療センターではマイナス4,868万2,000円、吉野病院ではプラス3,776万円、五條病院ではプラス4,474万7,000円となりまして、企業団全体ではプラス3,382万5,000円となる見込みでございます。

おめくりいただきまして、4ページの1でございます。

4ページの1、令和4年度当初予算と比べての増減理由ということになります。全体を通じましての収益的収支、予算のポイントということになりますけれども、まず、新型コロナウイルスの影響についてでございますが、5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類へと変更されることとなっております。これまでの公費による支援につきましては、現在、国のほうで検討されていると聞き及ぶところでございますけれ

ども、当面、発熱外来の患者が見込まれると思いますので、新型コロナウイルスの影響についてはそれだけを見込んで、あとは通常医療による収支ということで見込んでございます。

令和4年度予算と比較をいたしまして、決算見込でも説明をいたしましたけれども、給与改定による増加でありましたり、物価、特に光熱水費や賃金の上昇による委託料等の経費の増加による影響がありますが、その一方で、収益に関しましては令和5年度は診療報酬の改定が予定をされておられませんので大変厳しい状況ということになりますが、何とか黒字を確保したいというふうに考えております。

令和5年度におきましては、これまでどおり感染症対応と救急医療をはじめとする感染症対応、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えておりますけれども、主な取組といたしましては、まず、現在発熱外来棟を建設中でございます。

この発熱外来棟の竣工につきましては、現在地質の影響であったり、建設資材の供給事情によりまして竣工が夏頃になる見込みでございます。新型コロナウイルスであったり、季節性インフルエンザ、そのほか進行の感染症があるかも分かりませんので、そういったことにもしっかり対応できる体制を確立していきたいというふうに考えております。

それから、電子カルテを更新いたしまして、最適な医療をさらに効率的に、また、サイバーテロにも備えまして安全に提供できるようにしてまいりたいというふうに考えています。

それから、へき地診療所の看護師の不足にも対応できるように、へき地支援ナースといわれるような人材育成の取組も再開をしたいというふうに考えております。

おめくりいただきまして、資料4ページの2からですが、このページは収益的収支につきまして、収益の概要内訳を記載しております。

おめくりいただきまして、資料の4ページの3は収益的収支につきまして、費用の概要内訳を記載しているものでございます。

お戻りをいただきまして、また4ページをお願いいたします。

4ページにお戻りいただきまして、下段の枠囲みのところ、今度は資本金収入及び支出でございます。

まず、左側、収入のところでございますけれども、南奈良総合医療センターで19億7,938万5,000円、吉野病院で1,540万円、五條病院で1,730万円、企業団全体の収入合計では20億1,208万5,000円でございます。

右側に移りまして、支出のところでございますけれども、南奈良総合医療センターで20億6,991万6,000円、吉野病院で2,041万7,000円、五條病院で2,571万2,000円、企業団全体の支出合計では21億1,604万5,000円でございます。

その右側、水色の収支差引きのところ、一番下でございますけれども、企業団合計の収支差引きでは1億396万円不足をいたしますけれども、これにつきましては青線枠囲みで記載をしておりますが、内部留保である損益勘定留保資金で補填をする予定でございます。

次に、資本的収支の内容につきまして説明をいたします。

少しおめくりいただきまして、4ページの4をお願いいたします。

資本的収支の概要内訳を記載しておりまして、下のほうのイメージ図をご覧いただきたいというふうに思いますけれども、こちらは資本的支出につきましてのイメージでございまして、支出の概要について説明をさせていただきます。

まず、病院改築事業費1,000万円でございますが、現在、南奈良総合医療センターで発熱外来棟を建設させていただいておりますが、発熱外来棟の2階に在宅医療部門と訪問看護ステーションを集約する予定でございまして、現在の在宅医療部門が使っている部屋を改装して相談コーナー等に活用をしたいというふうに考えています。

そのほか、南奈良総合医療センターですが、こちらは災害拠点病院ということになってございまして、災害用の衛星通信設備が十分ではありませんので、その整備と吉野病院のマルチエアコンが経年劣化しておりますので、その更新をするものでございます。

それから、機械備品、車両購入に関しましてですが、電子カルテシステムの更新で17億3,000万円、それからそのほかの機器等の購入に関しましては、先ほども説明をさせていただきましたけれども、第2期中期計画で定めましてとおり、年間9,000万円程度と掲げておりますけれども、その範囲内で執行する予定でございまして、これらの財源につきましては、上段の資本的収入に記載をしておりますとおりでございます。

設備、それから機器の更新につきましては、繰り返しになりますけれども令和4年度から5年間の投資計画、約33.3億円と見込んでおりますけれども、そういった計画を定めておりますので、この計画にのっとり整備を進めていくということはもちろんということになりますけれども、機器等の状態を見極めて合理的に執行をしてまいりたいというふうに考えています。

令和5年度の病院事業会計予算につきましては、説明は以上でございます。何とぞ、ご

承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○銭谷委員長

ご苦労様です。

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第2号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

恐れ入ります。4ページの2、医療相談のところでは、110万2,000円の医業収益が収益的収支当初予算案として計上されております。この医療相談の内容を1点と、考え方も含めてお尋ねをしたいんですが、今回、4ページの1の説明をいただいたときに、へき地支援ナースをまたスタートしていただけるということですので、本当に心強い取組だと思っております。企業団の議会におきましては、関連予算というところに対しての質問で、数字的な部分ではないんですが、我が企業団の考え方として1点だけお尋ねしたいと思います。

今、へき地ということですが、ドクターヘリもございまして。現在、全国ではドクターカーに、この支援ナースの方やドクターが乗っていただきまして、その場所に向かうというような形を、救急の医療ということで一部されているところがございまして、へき地支援ナースをスタートしていただくに当たり、予算とは少しだけ離れてしまいますけれども、そういう方向性というのは毎年度の予算編成をするに当たり、企業団としてはそういうこともご協議されているのかどうか、これは少し関連に基づく質問になりますが、医療相談の内容とともにご答弁を求めます。

○銭谷委員長

杉山企業長。

○杉山企業長

医療相談の数字的な内訳でございます。

ここに数字、3,110万2,000円と書いてございます。内訳といたしましては、人間ドックの収益が2,200万円余り、また、脳ドックが800万円余りということで、表現は相談となっておりますが、具体的内訳としてはそういったドック収益を計上しておるものでございます。

○北委員

分かりました。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

へき地支援ナースについてのお尋ねありましたので、少し説明させていただきますけれども、へき地支援ナースというのは、管内に公立のへき地診療所がございまして、そこでお勤めいただいている看護師さんというのは基本的に各市町村間で採用いただいていると思いますけれども、なかなか採用が難しいという状況がありまして、例えば急な休暇であったり、例えば育休とかで長期間といたしますか、一定の休暇が必要になった場合、その代替職員を見つけるのが大変困難という事情をお聞きしましたので、企業団は看護師がたくさんおりますので、看護師の中でそういったへき地の診療所に関心があるというか、応援してもいいよという職員が十数名ほどおります。そういった職員が看護師の資格を持っておれば、例えば明日からへき地に行ってお勤めできるのかというと、そういうことではなくて、やっぱりこの企業団にお勤めいただいている病院の看護師さんというのは、あくまで病院勤務の看護師さんなので、診療所でお勤めいただくような知識であるとか技術をやっぱりトレーニングする必要がありますので、そういったトレーニングをして、困ったときにはへき地の公立の診療所に派遣できるような仕組みをつくりたいというふうに考えております。

将来的には、例えば本当に1年とか2年単位ぐらいで企業団のほうから派遣できるようになれば、へき地の市町村さんで本当に看護師さんの確保が難しいというお話を聞いておりますので、そういった仕組みができれば何とか企業団としてもお役に立てるのではないかというふうな考えでやっているものでございます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

医療相談について、相談という表現でありますけれども人間ドック、脳ドックとのこと、よく分かりました。各自治体では、そういう人間ドック、脳ドックなどの助成制度も本来にまちまちだと思いますが、1人でも多くの方がこのドックを受けていただける、それは大事だなと思いました。このことについて、よく分かりました。

へき地の支援ナースについてのご説明もいただき、よく分かりました。そういう看護師の皆さんがおいでくださることはとても心強く思っております。あと、これは先ほども冒頭申し上げました、予算の計上はされておられませんけど、少し関連ということで申させていいただきましたが、今後、ドクターヘリ、救急車、いろんなことがあります。へき地、この私たちの広域の一部事務組合のエリアでは様々なことが考え得ることができます。

今後も、命を守る企業団として、この私たちの病院として本当に多様なそういう体制づくりということの中で答弁は求めませんが、そういうドクターカーやいろんな方途をたぐっていただきながら、遠隔の診療もありますけれども多様なそういう仕組みづくりをまた考えていただきたいと。これは要望としておきます。

以上です。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員はいませんか。

藤本委員。

○藤本委員

一つだけお伺いしたいんですけども、発熱外来棟を今建設中で、多分来年度の年度途中で完成、だから予算が多分3か月分ぐらいの想定をされているんですけども、ざっくりで大丈夫ですから、発熱外来棟ができることで1年間、その外来棟に関わってどれぐらいの収益が上がる想定をしているのかというのを、もし積算しておられるようでしたら少しお聞きしたいなと思って質問させていただきました。

○銭谷委員長

杉山企業長。

○杉山企業長

まず、発熱外来棟の工事の関係、先にちょっとご説明申し上げますと、補正予算を頂いて、入札が一度不調になって改めて業者を選定してということで、当初4月末を工期として契約していましたが、実際、工事を進める中でちょっと地質のほうは想定していたよりも強固な地盤だったので、ちょっと重機の入替え等だとか、物資の調達のほうが、建設業者さんのほうで頑張っていたいただいているんですが、若干不透明なところもあるということで、ちょっと夏ぐらいまで竣工が遅れるのかなというのが1点です。これはもう、この機会に説明ということで、失礼ではございますが、そういう状況にあるということです。

今、委員のご質問で、そうしたら救急外来棟ができると、例えば収支的にどうなんだと

いうご質問でございます。

1点、まず、コロナの関係が5月8日から5類になるということですがけれども、引き続きそういった感染の患者さんが急にいなくなるということはないので、竣工して供用開始した時点で、そういった状況が継続しておれば、その方々を発熱外来棟のほうで診察させていただくという見込みです。これちょっとそのときの感染の状況が分からないですけど、一時的な目的としては、そういう設置目的でございます。

ただ、前からそれは有事のことで、逆に何もないうきにどう使うのかという部分でございます。当然、投資をしていますので無駄に遊ばせておくのはもったいないですから、例えば専門外来的な部分ですとか、あるいはへき地との遠隔診療みたいなブースといいますか、そういった部分も今こちら病院の中にはないですから、せっかく新しいエリアができますので、そこにはちょっとそういうふうな機能を付加して、医療機能をちょっと向上させたいというイメージは持っております。

ただ、そうしたらそれで収益がどれだけ上がるのかといいますと、取りあえず年間の収支としては、例えば専門外来と言いましたけど、今日現在こちらで、きつきつでやっているところを若干こう余裕を持って受診していただくというようなことを、まずはイメージしていますので、令和5年度について単体で幾ら収入を見込んでいるのかというと、基本的には見込んでいない。ただ、逆に費用的な部分、若干そこに、例えば医事の業者さんを配置したりとか、一部ゾーンが広がるので費用は若干増えますけども、それも南奈良全体の枠の中で処理できて、そんなに大きな負担にはならないというふうに思っていますので、今ちょっとご質問にダイレクトにお答えできてないですけど、令和5年度についてはそういう状況で、まず有効に動かしていく。その間に何ができるのかなということ、ちょっと模索しながら進めたいと思っていますところでございます。

以上です。

○銭谷委員長

藤本委員。

○藤本委員

利用の仕方が、それであれば私も説明できるんです。よくね、今外来棟を建てていて、お金たくさん使って建てて、じゃあコロナ終わったらどうなるのっていうようなお声を聞くこともあったのでね。だから、当然、病院としてそういう感染症の対策ということには配慮は要すると思うんですけども、有事じゃない通常のとくに、そういう専門外来とかに

使っていただいて、建てた効果があるような、そういう結果を出していただければよろしいかなというふうに、私たちはそれを住民の皆さんにこういうことで使うし、建てる意味があるんですよってというようなお話もさせていただきますので、ぜひとも有効的なご活用をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○銭谷委員長

ほかに質疑のある委員はいませんか。

松田委員。

○松田委員

今、全国的に看護師が不足しており、確保が難しい状況が起こってきている。特にこの過疎地方的なところが難しいと言われているんですけど、派遣ナースの体制というのはすごくありがたいことだと思うんですが、病院全体でナースの数というのがちゃんと確保できるのかどうかというところが、私が心配になるところです。今はコロナのほう落ち着いてきてはいますが、またこういう状況が起きたときに、看護師さんたちもやっぱりコロナの感染ということで仕事ができなかった状況とかっていうのもありますし、そこら辺の確保の方法というのをどう考えているのかなっていうのと、あともう一つは、電子カルテシステムのほうの更新ということですが、この電子カルテというのは南奈良総合医療センターと吉野病院と五條病院で、共通して使われているのでしょうか。もし使われているのであれば、奈良医大とも可能なのでしょうか。よく南奈良総合医療センターから奈良医大に紹介されたりするんですけど、そのときに診療情報をCDとかで持っては行くんですけど、そこら辺、電子カルテで共通ということは奈良医大とは無理なのではないでしょうか、ということをお聞きしたいなと思います。

○銭谷委員長

杉山企業長。

○杉山企業長

まず、1点目の看護師の確保についてでございます。

今、大体ですけど企業団に300名強の看護師がおります。やはりちょっと新陳代謝と申しますか、定年の方もおられるし、一部ライフイベントで退職されるという方もおられます、大体20名から30名ぐらいが毎年退職をされるということになるので、全体としてそれをきちっと補充できるかどうか。

幸い、看護専門学校を併設しております。そちらのほうの定員が1学年40名ということですが、開院以来ほぼほぼ定数に近いぐらいの入学生を確保することができていて、大体そのうち20名強ぐらいは企業団への就職ということで進路として選んでくれていますので、それがうまく補充できているという状況でございます。

ただ、実際懸念しておりますのは、これだけ子供の数が減っておりますので、入学生をどれだけきちっと確保できるかというのが、ある意味生命線というふうに思っています。そこについては、実際この病院の中で実習をしてくれていますので、もう既に何期生か先輩の看護師が現場で働いている身近な病院です。そこできちっと実力が身につく、あるいは知っている人にきちっと教えてもらえるというようなことをできるだけPRして、少しでも多く企業団を就職先として選んでもらえるように。それがまた評判となって、あそこの学校へ行くとちゃんと就職もできるしというようなことを、ある意味うまく発信して、少ない高校生を入学していただけるようにというのが一つ凄く大事なところかなと思っています。そのように看専と病院も連携しながらやっていく。今のところ、取りあえず確保の目途は立っておるという状況ですが、油断はできないというのは1点でございます。

もう一つ、電子カルテにつきましては、南奈良総合医療センターと五條病院、吉野病院はもう一つのシステムで動いていますので、お互いに見ることできる状況になっております。そこに今ご質問にはなかったんですけど、へき地の公立診療所とはつながる仕組みをつくっていますので、例えばその診療所を受診しておられた村の方の検査の結果ですとか、どんな薬を飲んでおられるというのは、この南奈良総合医療センターの端末から見ることはできます。それによって、例えばドクヘリで運びますよというときには、Aさんのお名前を聞くと、もうこちらで先にAさんの状況を救急センターのほうで見て準備ができるという状況が整っているというのが一つ企業団の売りといいますか、力を入れているところです。

ただ、今ご指摘の奈良医大とどうなのかという部分については、一部妊婦さんの関係については、こちらで分娩ができないということで妊婦健診は南奈良総合医療センターでやると、その代わり分娩のときは大学で出産をしていただくというときには、健診の状況を大学できちっと把握していただくため、電子カルテの情報がみれる状態になっています。ですから、妊婦さんは安心して奈良医大のほうで出産していただくという部分が限定的に運用されていますが、それ以外の診療科については現状としてはできていない。

ただ、これは奈良県のほうが、いわゆるDXの大きな流れの中で県立系の病院を将来的にそういうふうなネットワークといいますか、具体的にまだスケジュールまでは出てないですけれども、そういう方向性は示されている。その中で今回企業団も更新作業をやっていますけれども、いわゆるクラウドということで、そちらのほうに情報を載せておくという病院がアクセスしやすくなるということで、今企業団が更新をしています電子カルテはそういうクラウドを使っているということで、将来、県立系のほかの病院がそこうまくドッキングできるように、1球は投げているというような状況でございます。

○銭谷委員長

松田委員、どうですか。

○松田委員

ありがとうございます。

もう一つ。

○銭谷委員長

松田委員。

○松田委員

今の回答でよく分かりました。また進めていくということで奈良県とのクラウドの関係とかで電子カルテのほうを共有していけるような取組を考えていってくれるということはよく分かりました。あと4ページの4なんですけど、災害用衛星通信設備ということが書かれてありまして、この南和地域のほうでは、いろんな災害が起こっているいろいろな対応をしてきたところです。ここの通信設備というのは本当に大事なところになってくるのかなと思うんですが、こちらのほうがどういう設備であるのかということをお聞きできたらなと思います。

○銭谷委員長

安満課長。

○安満総務企画課長

失礼いたします。

まず、この南奈良総合医療センターは災害拠点病院でございます。その災害拠点病院の指定要件のほうに、衛星電話を保有して衛星回線のインターネットが利用できる環境を有することというのがございます。なぜそれが必要なのかというと、広域災害救急医療情報システムという、いわゆるEMISといわれるシステムがあるんですけれども、これのほ

うが非常に災害対策では重要でございまして、大規模災害が発生した際には病院施設が被災して十分な機能が発揮できなかつたり、病院に大勢の負傷者が搬送されたというようなことが生じまして、医療機関はその能力を超えてパンク状態になるというようなことも生じます。そのような場合に、いかに医療機関ごとの負荷を平準化して1人でも多くの負傷者の方へ適切な医療を施すかということが大事になるわけでございますけれども、このE M I Sというシステムに入力することで、例えばここの病院が空いているとか、ここの病院には人手が足りないというようなことが全国一律で一瞬で分かるというようなシステムでございまして、例えば空いている病院で患者さんを搬送したり、DMAT隊が人の苦しいところに助けに入ったりということができるようなものでございまして、災害医療においては、まずは何を置いてもE M I Sに入力するというのが大事でございます。

南奈良総合医療センターも当然災害拠点病院として、DMAT隊との共用で衛星携帯電話を保有しているんですけども、それで指定要件は満たしている状況にはあります。

ただ、昨年も3回実施いたしました災害訓練を重ねていく中で、可搬式の衛星電話では、まず設置場所に限りがあって安定したインターネット通信が行えないというような指摘が院内の災害ワーキングチームからありました。

それで協議をさせていただきました結果、固定式のパラボラアンテナを設置して、万一災害時に地上インターネット回線が繋がらなくなった場合でも、元を差し替えることで院内の情報コンセントをそのまま活用してインターネットに接続して、この大事なシステムに接続することができるというようなシステムが必要だということで、その工事を行わせていただきたいと思いますと考えているところです。

○銭谷委員長

松田委員。

○松田委員

すごく大事なところだと思うんですが、1,000万円の予算の中で、その災害用衛星通信設備というのはどれぐらいの割合で設置される予定なんでしょうか。

○銭谷委員長

安満課長。

○安満総務企画課長

約250万円と見込んでおります。

○松田委員

ありがとうございました。結構です。

○銭谷委員長

はい。ほかにありませんか。

和田委員。

○和田委員

ここで聞いてもいいのか、ちょっとわからないんですけど、昨年、私もここに4回ほど通院させていただきまして、会計のところ、投薬がある場合に投薬だけの薬代を払ったんやけど、支払いをしたら、処方箋もまた返してくれるんやけども、まあ会計を忘れていられる方を防止するためなのかは分かりませんが、割と無駄じゃないかなと思うんです。処方箋を持って行ってまた返してもらって、もうちょっと効率的に、電子カルテの話もあったので、どうかならんのかなという思いがあります。どうでしょう。

○銭谷委員長

和田課長。

○和田医事課長

すみません。今現在、会計時に一旦院外処方箋を預らせていただいて、会計終了後に院外処方箋をお渡しさせてもらうという運用でさせていただいています。

ただ、そういう意見もございましたので、今、自動精算機のほうのシステム変更をちょっと予定しておりまして、この3月中に変更できる予定となっております。その関係で会計行っていた時点で1回処方箋をもう先にお渡しさせていただいて、会計終了後に帰っていただくということで運用の変更を考えております。

以上です。

○銭谷委員長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号「令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第2号については、原案どおり可決することに決しました。

**(3) 議第3号 南和広域医療企業団個人情報の保護に関する
法律施行条例の制定について**

**議第4号 南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護
審査会設置条例の全部を改正する条例について**

**議第5号 南和広域医療企業団情報公開条例の一部を改正
する条例について**

**議第6号 南和広域医療企業団附属機関に関する条例の
一部を改正する条例について**

○銭谷委員長

次に、条例制定・改正に係る議案を審議します。

議第3号「南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、議第4号「南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する条例について」、議第5号「南和広域医療企業団情報公開条例の一部を改正する条例について」、議第6号「南和広域医療企業団附属機関に関する条例の一部を改正する条例について」、の4件につきましては、いずれも個人情報の保護に関する法律の改正に伴う条例制定・改正案件ですので、一括して議題といたします。理事者からの説明を求めます。

園田副企業長。

○園田副企業長

それでは、同じ資料の7ページをお願いいたします。

7ページですが、**「南和広域医療企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」**という表題でございます。よろしいでしょうか。7ページお願いいたします。よろしいですか。説明させていただきます。

令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」といって、通称「デジタル改革関連法」という法律がございますけれども、これが成立をいたしております。これに伴って、個人情報保護法が改正をされておいて、個人情

報保護制度につきましては、これまで個々の自治体で制度の運用というのが、されておったわけですが、国と自治体、あるいは自治体の間でも少し運用に違いがあったわけです。このたびの法律改正によりまして個人情報保護法が全国共通のルールということになりまして、この4月から直接適用されるということになってございます。これに伴いまして、自治体である企業団におきましても条例の整備が必要となってございます。

まず一つが、個人情報の保護に関する法律施行条例の制定でございまして、法律で各自自治体の条例に委任をされている事項がございまして、これについて条例で定めるものがございます。

2の条例の概要でございます。(1)の開示請求に係る手数料につきましては、これについては無料ということで、これまでと変わりなくするものでございます。

それから、(2)ですが、これは新たに匿名加工情報の利用ということが追加となりまして、その利用料に係る手数料でございまして、これにつきましては国が法律に基づき徴収する手数料の額と同じ額とするものでございます。

それから、(3)の審査会への諮問ということについてでございますが、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要と認めるときには、審議会等で諮問することができるというふうに法律上されておりますので、企業団に設置をする情報公開・個人情報保護審査会という審査会に、これまでと同じように諮問が行える場合を定めるものでございます。

(4)は法律の施行に伴いまして、現行の企業団の個人情報保護条例を廃止するものでございます。

おめぐりいただきまして、8ページから9ページまでは、制定する条例の案文ということになりまして、10ページをお願いいたします。

10ページでございますが、「南和広域医療企業団情報公開・個人情報保護審査会設置条例の全部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

企業団の情報公開・個人情報保護審査会につきましては、開示決定等に係る審査請求があったときに実施機関からの諮問に応じまして調査、審議をしているところでございますが、改正趣旨及び改正概要にも記載をしておりまして、個人情報保護法の改正に伴いまして、法律が直接の根拠ということになりますので、引用する条文に大幅な変更がございますので所用の改正を行うものでございます。

改正概要の(2)につきましては、守秘義務違反に関しましては、職員であったり

委託事業者の職員につきましては、法律に罰則規定がございますけれども、審査会委員には規定がございませんので、この条例で審査会委員の守秘義務違反に対する罰則を規定するというものでございます。

おめくりいただきまして、11ページから12ページまでは改正案文でございまして、13ページをお願いいたします。

13ページでございますが、「南和広域医療企業団情報公開条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

これは、一般の情報公開に関する条例ということになりますが、改正の趣旨ですが、個人情報保護法の改正に伴いまして所用の改正を行うものということで、2の改正概要でございまして、まず(1)ということで、不開示情報の追加ということになります。右側の新旧対照表もご覧いただきたいというふうに思いますが、条例の第7条でございまして、これは行政文書について開示請求があったときは個人情報等の不開示情報というのが記録されている場合を除いて、開示をしないといけないということを規定しているものでございますけれども、今回、不開示情報として匿名加工情報と、それを作成する際に削除した個人に関する記述、個人識別符号を新たに追加をするというものでございます。

匿名加工情報といいますのは、個人情報保護法の改正原因の一つにもなったわけでございますけれども、個人情報を利活用できるようにするというので、個人情報を加工して個人情報として取り扱う必要のない、そういった状態にしたもので、今後その取扱いにつきましては個人情報保護法の規定するところによるということになりますが、一般の情報公開制度におきまして、新たな情報の種類というか、カテゴリーの一つということで匿名加工情報ということにつきましても、その取扱いを情報公開条例において定めるというものです。

そのほか(2)の諮問項目の追加でございますが、これにつきましては法律の表現、文言に合わせるような修正を行うものでございます。

おめくりいただきまして、14ページでございますけれども、「南和広域医療企業団附属機関に関する条例の一部を改正する条例について」説明をさせていただきます。

企業団の附属機関につきましては、この条例が設置の根拠ということになりますが、ただいまの情報公開・個人情報保護審査会につきましては、個別の条例で設置をしているものでございますので、今回の制度改正を機に、この条例から削除をするものでございます。

個人情報保護法の改正に伴います条例の制定等につきましては、以上のとおりでござい

ます。何とぞご承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第3号から議第6号に関して質疑のある委員は挙手をお願いします。

質疑ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号から議第6号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第3号から議第6号については、原案どおり可決することに決しました。

**(7) 議第7号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費
に関する条例の一部を改正する条例について**

○銭谷委員長

次に、議第7号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案につきまして理事者からの説明を求めます。

園田副企業長。

○園田副企業長

それでは、資料の15ページをお願いいたします。

「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

これは、県の人事委員会勧告に基づきまして、県の知事・副知事の特別職の期末手当が引き上げられておりますので、これに準じまして企業団の企業長・副企業長の期末手当支

給割合を引き上げるというものでございます。

改正の概要でございますが、期末手当の支給割合を0.05月引き上げるものでございまして、施行期日につきましては右側に記載しているとおりでございます。

なお、一般の職員につきましては、職員給与規定等の改正によりまして給与等を引き上げることとしているところでございます。その影響額でございますけれども、補正予算のところでも説明を申し上げましたけれども約3,300万円となりまして、先ほどご承認をいただきました予算の補正によりまして対応する予定としております。

説明につきましては以上のおりでございます。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○銭谷委員長

ご苦労さまでした。

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第7号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

いないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第7号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第7号については、原案どおり可決することに決しました。

**(8) 議第8号 南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例
等の一部を改正する等の条例**

**(9) 議第9号 南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正
する条例**

○銭谷委員長

引き続き議案の審議を行います。

残る2件の条例改正案につきましては、関連がありますので一括議題といたします。

議第 8 号「南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について」、議第 9 号「南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について」、理事者からの説明を求めます。

園田副企業長。

○園田副企業長

それでは、同じ資料の今度は 16 ページをお願いいたします。

16 ページから、「南和広域医療企業団職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について」、説明をさせていただきます。

これにつきましては、令和 3 年 6 月に地方公務員法が改正されておりまして、地方公務員の定年年齢が令和 5 年度から国家公務員に準じまして、現行の 60 歳から 65 歳まで段階的に引き上げられるということになってございます。

法律上、職員の定年に達する年齢、管理監督職員の処遇等の人事制度、それから給与制度等の勤務条件につきましては条例で規定する必要がありますので、関係する各条例について所用の改正を行うものでございます。

改正概要の一つ目でございますけれども、職員の定年を令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げるというものでございます。それから、組織の新陳代謝を確保することと組織活力を維持するため、管理職につきましては原則 60 歳に到達した後、管理職以外の処遇とするものでございます。

それから、改正概要の二つ目でございますけれども、職員の給料月額につきましてですが、当分の間、職員が 60 歳に達した日以後の最初の 4 月 1 日以降、原則 7 割水準ということにするものでございます。

それから、改正概要の三つ目でございますが、退職手当につきましてですが、当分の間、60 歳に達した日以後、引き上げられた定年退職日以前に退職をした場合でありまして、これは定年退職として、その支給率によって算定することなどの取扱いを定めるものでございます。

それから、改正概要の四つ目でございますが、現在、再任用職員制度というのがございます。現行の再任用職員制度につきましては地方公務員法の改正に伴いまして廃止ということになりますので、企業団におきましても再任用に関する条例につきましては廃止とさせていただきます。

なお、令和 13 年度末に定年年齢の段階的な引上げというのが完了いたしますが、そこ

までは暫定の再任用職員という仕組みで採用は可能となっているものでございます。

それから、改正概要の五つ目でございますが、これは資料に記載をしているとおり、各条例におきまして、今回廃止をされる再任用職員につきましての取扱いなどを定めている例がございますので、これらにつきまして改正後の地方公務員法や条例等の内容に合うように所用の改正を行うものでございます。

おめくりいただきまして、17ページをお願いいたします。

「南和広域医療企業団職員定数条例の一部を改正する条例について」、説明をさせていただきます。

まず、改正の概要でございますが、職員定数を現行の540人から15人増やして、555人にしたいというふうに考えております。その理由でございますけれども、改正の趣旨に記載をしておりますとおり、大きく二つございます。

まず一つが、医師の働き方改革への対応ということで、令和6年度から病院で働く医師につきましても時間外労働時間の規制対象ということになります。その影響として、南奈良総合医療センターの宿日直につきましても、これにつきましては、いわゆる寝当直に当たらない、待機という状態には当たらないということで、通常の勤務、労働時間としてあったカウントをする必要があるということになっております。

その結果、宿日直後、連続勤務をさせてはならないとかいう規制の対象になってはありますので、現状の診療体制を維持しようとする、大学のほうに医師の派遣を要請するなど、医師を確保する必要がありますので、定数としてその枠を設けておくものでございます。

必要となる定数の根拠につきましてですが、右側に記載をしているとおりでございます。約1,750日分の医師が必要になるということでございます。これを1人当たりの勤務日数に割り戻しますと、約8人分の定数を確保する必要があるということでございます。

それから、もう一つが、先ほど説明をいたしました定年年齢の段階的な引上げによるものでございまして、これは10年をかけた65歳にまで定年年齢を引き上げるということになりまして、そうしますと隔年で定年退職者のいない年度が生じるということになってしまいます。人材の確保につきまして、この地域は人材の確保というのはなかなか難しい地域でございますので、採用者数を平準化して、毎年度やはり一定数継続的に採用を行いたいというのが理由でございます。

必要となる定数の根拠につきましては、右側に記載をしているとおりでございます、今後10年間で62名の定年退職者が発生をする見込みでございますので、これを平準化して毎年度採用するということとなりますと、約7名の定数が必要となってまいります。併せまして15名の定数の増をお願いするものでございますけれども、これいずれも制度改正への対応として必要になるというふうに考えてございます。

説明につきましては以上のとおりでございます。何とぞご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第8号及び議第9号について質疑のある委員は挙手をお願いします。

ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

ないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第8号及び議第9号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第8号及び議第9号については、原案どおり可決することに決しました。

◎3. その他

続きまして、この機会に何かございますか。発言する委員は挙手をお願いします。

北委員。

○北委員

恐れ入ります。これは答弁がなかなか厳しい状況でございますが、今、一部事務組合の構成団体といたしまして、病院のほうに多くの方が診察に来られております、またマイカーで来られる方、また、公共交通、電車、バス、それぞれの状況で通院されておられます

が、やはり町なかでも大淀町を越えたとしても、ぐるっと回るのではなく、病院のほうに行き来ができるというシャトルバス、そういう想いをかなり聞いている状況です。これは本日すぐ実施するとか、しないとかということではなく、なかなか課題も多いことはよく熟知しておりますので、将来に向けて少子高齢化、また多様な方々の視点に立ち、現在公共交通会議も本町でもありますし、他市町村でもコミュニティバスとかデマンドとか、タクシーの利用とかいろいろありますが、ぜひ、本当に企業団として安心して病院に行くことができる、そういう体制の一つとしてシャトルバス、大きな課題があるのはよく分かっておりますが、それを協議の中に入れていただきながら、将来を見据えてそういう体制づくりということと、もう1点は、やはり少子化ということの中で、うちは産婦人科、婦人科があります、バースセンターで本当に連携をしていただき、診察は我が病院で、そしてしっかりと奈良医大の先生と連携していただきながら、産んでいただくときは奈良医大のバースセンターで、これは平成28年にしっかりとその意義も聞かせていただき、住民さんにもそのことを説明させていただいております。

そこで、少子高齢化、産み育てる子育て支援という観点で、やはり病院に産科をつくっていただきたいという声が大変多くあるのが現状です。ましてや財政でも関わることで、これもいろんな問題がございます。そういう中で課題もあろうかと思いますが、本当に首長のそういう運営委員会でもそうですが、何とぞしっかりと協議の対象にしていただくことができないか。それを改めて投げかけをさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○銭谷委員長

園田副企業長。

○園田副企業長

私のほうから、地域の公共交通施策というか、そのことについてお答えさせていただきたいと思います。

ちょっと事前に先生のほうからもお問合せをいただいていたようなので、ちょっと南奈良総合医療センターへの公共交通とかのアクセスに関して、現状について調べさせていただきましたところ、現状、今五條市さんと大淀町のほうでコミュニティバスを運行されているような状況であるのと、例えば、あと下北山から南奈良総合医療センターを經由して、近鉄福神駅を結んでいる南部地域連携コミュニティバスというのがあるように聞いています。それから、十津川温泉から南奈良総合医療センターまでの広域通院ラインと呼

ばれるバスのほうが運行されているように聞いております。また、東吉野村さんのほうでは、予約制の東吉野村コミュニティバスというのが南奈良総合医療センターのほうまで乗り入れをされているようなことも聞いております。

そのほか、病院への直通ではありませんけれども、吉野町さんのほうでは、例えばスマイルバスという取組を行っておられまして、上市駅から近鉄電車を利用しての通院が可能というふうになっているような状況でございます。

そのほか、これはバスではありませんけれども、例えば下市町さんのほうでは高齢者などに近鉄下市口駅までのタクシー料金の一部に対して補助を行うというような取組も行っておられまして、近鉄電車を利用して南奈良総合医療センターのほうまで通院していただくということが可能というふうになっています。

このほかちょっと十分調べ切れておりませんので、各市町村さんのほうでいろんなこういった公共交通施策のお取組をされているように思いますけれども、今申し上げたように、各構成団体さんのほうで地域の住民の皆様の企業団への病院への通院に大変ご配慮いただいているというふうに思っていますけれども、こういった状況に加えて企業団のほうで何とかということをお尋ねということだと思っておりますけれども、やはり費用の問題でありますとか、ルートの設定ですね。こういったことでやっぱり地域の実情をどこまで踏まえてそういうルートを設定するかという点で、やはり構成団体間の調整が非常に難しいというふうに思っています。

こういった事情がありますので、企業団で独自に実施するというのはちょっとあんまり現実的ではないのかなというふうに考えています。

ただ、ご指摘の通院が困難、特に病院へのアクセスの問題に対して、病院とか医療のほうから何か考えないのかということになりましたら、例えば通院のご負担を減らすという点では、今現在も実施していますけど訪問診療ということもありますし、また、今後ですけれども、例えばさっきもちょっとご意見ありましたけれども、遠隔医療というか、オンライン診療というのが昨今デジタル技術を活用して医療を提供していくというようなことも、今後は可能性があるというふうなことも聞いていますので、既にほかの地域の一部では慢性疾患の方を対象に、そういった実証実験なんかも進んでいるというふうなことも聞いていますので、そういった事例を参考にしながら、例えば、もちろん構成市町村ともご相談しながらになりますけれども、病院として地域の医療を支えていくには何かできないかという点で考えていくということが必要かなというふうには考えています。

以上です。

○銭谷委員長

松本副企業長。

○松本副企業長

私のほうからは、委員ご質問の産科小児科を含めました周産期医療に関する、これまでの経過、それから現状、そして今後について、委員のご説明もいただきましたので少し重複いたしますけども説明をさせていただきたいと思います。

2016年に、この公立3病院の再編事業で当院の周産期医療をどうするかということに対する考え方でございますけども、24時間分娩を対応するということになりまして、大体、産科医が4名程度、それに加えて助産師が4名程度必要だということございまして、この南和地域の出生数と、それから医師を派遣いただきます奈良医大の産婦人科の医師の体制を踏まえますとなかなか実施が困難な状況であるということから、奈良医大としっかりと連携して、そして運営対応をするようにという方針となっておりまして、そのため、この方針の下に先ほど委員のご指摘のように、医大病院で運営をしておりますように周産期システムをしっかりと運用して、シームレスに情報連携を行いながら産前産後の妊婦健診は南奈良総合医療センターで実施すること。そして、分娩につきましては奈良医大で行うと。こういう体制を構築しておったところでございます。

そんな中で、今コロナ禍で全体の分娩数が減っておるということもございまして、ここ数年の状況を見ますと大体、産科関連の患者さんが年間4、50人来院されておられまして、うち分娩を奈良医大で対応しておるのが大体20人前後という今の実施状況でございます。

特にバースセンターで正常分娩を対応いただく分については、問題ないわけですが、やはり一番問題なのは、やはり異常分娩のときの対応をどうするかということございまして、そのときにはやはり奈良医大の周産期母子医療センターで対応いただくということになっておりまして、安心して出産していただけるような形になっておるというふうに考えておるところでございます。

最近、奈良医大の産婦人科の木村教授と意見交換をする機会がございまして、そういった中で、やはりまだ奈良医大の産婦人科医の体制が、なかなかやっぱりまだ十分整っていないといいますか、厳しい状況にあるということです。それから、今申し上げましたように、医療情報を共有しながら安全に分娩を対応して、今のシステムについては一定の、何

といっても安心安全につながっているのではないかということ。さらには、そういった大学病院の産科医の体制から、場合によってはこういったシステムを他の病院にも広げていかざるを得んような、そういった話もちょっとお伺いしておるところでございます、現状としてはこのままの形で今のところは考えておるところでございますけども、引き続き、南和地域の住民の方々安全な妊娠期間を過ごしていただいて、安全に出産できるよう、そういう環境づくりをしっかりと取り組んでいかないといけないというふうに考えておるところでございます。

○銭谷委員長

北委員。

○北委員

ありがとうございました。

まず、周産期医療、本当に今院長先生からのご説明いただき、しのぎを削ってこの体制を作ってくださったこと、よく分かっております。

また、医師不足ということも大変な状況でありますし、助産師さんも不足しておりますし、ただ、やはりこれまでもいろんな方と話をする中で、一方で里帰り出産であったりとか、またここに周産期医療のそういう部分を期待というか、そういうことの中でこの郡部を離れて本当にお引越しをされていくという方も一部おられます。そういう部分では、現実と期待ということの中での瀬戸際だなと思っております。

ただ、今前向きにそういう現実を受け止めながら、ただし協議はしていくんだということは今言っていたいただきましたので、公共交通共々、やはり現場のニーズの期待というのはそこにありますし、ただし財政、また現実の状況というのもよく理解をしておりますので、持続可能なそういう体制づくりということの中では、周産期医療またはシャトルバスの課題も聞きました。また園田副企業長におきましては大変詳しく調べていただきありがとうございました。

ただし、うちもコミバスがありますが、その病院の診察の時間になかなかマッチングするということが、100%補うことはできません。下市町のタクシーもそうですし、構成団体が様々なことを尽くして病院とのルートを作ってくださっております。もちろんこの体制を続けていくことが、今の現状で一番大事であると思えます。

ただ、構成団体の中でシャトルバスというか、移動支援と申しますか、そういうことも今後も大事な協議として、ここの場所だけで議論できることではないですから、各首長さ

んや、また既存の公共交通の皆様方とも議論を尽くしていただきながら、吉野郡でこの病院、吉野郡で周産期、このことを、ぜひとも協議という形で続けていただきたいと思います。無理な質問だったかと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長、以上です。ありがとうございました。

○銭谷委員長

ほかにありませんか。

大丸委員。

○大丸委員

すみません。ほんまに、その他の話なんですけど、この2階側の駐車場ありますわね。薬局の下の駐車場。あそこからずっと薬局上って行って、職員さんの駐車場のほうの入口のところ下っていく、南和病院のほうです。その下り道ではカーブになっていて、そこに植えてある垣根が見通し悪くて、職員さんの出口から出てくる車と追突しかけたという話で、ちょっと何とかあれならぬかという相談を受けてまして。今、ちょうど上ってきたら、その垣根が、もう枯れかけたみたいになって、全然手入れもできてないような、景觀も悪いような感じがしますので、切ったらあきませんの。そういうのは勝手にできへんの。ちょっと危ないような気がしますねんけど。ガードマンもおるんやけど、ガードマンもそれ見てないような感じで、上から下ってくる車と駐車場、職員の駐車場から出てくる車とね。やっぱりその辺のところ、もしあそこで事故起こったら、今のところないみたいなんですけど、何か当たりかけたという話も聞いたんで。ちょっと聞き逃しできへんなと思ひまして、今ちょっとその他の件で話させてもらいました。

それとね、ちょっと私分かりませんねんけど、患者さんが総合受付のところ来たときに、整理カードもらって受付まで待つと。そのときに隣にマイナンバーカードか何かの読み取り機か何か今置いてあります。その受付にありますよね。それを別のところ置かれへんのか。あそこで混雑するというような話聞きましてんけど。その辺の状況ちゅうのはどんなんですやろか。

○岡事務局長

すみません。私のほうから。

1点目については、いわゆるその東側入口のことだと思うんですけども、その目の前にある道路につきましては町道の管轄になるんですね。それで実際に敷地内については一応企業団のほうで対応させていただいて、3年ほど前から続けてはやっているんです。

それ以外の、いわゆる町道側のところに入ります部分については、一応町の都市整備課のほうに連絡していただいている、定期的に切っただけというものが現実です。

○大丸委員

もっと低くしたほうがええんちゃうか。

○岡事務局長

そうですね。そこもかなり言うてるんですけどね。

○大丸委員

もう見えへんしな、あれ。

○岡事務局長

以前もっとすごいね、すみません。言い訳させてもらうようで申し訳ないんですけど。それは大分させていただいて、また引き続き、大淀町さんのほうにはご要望はさせていただきますし、企業団のほうの敷地内のほうは継続して対応させていただきます。

あと、マイナンバーカードの配置は、うちの和田のほうから説明させていただきます。

○和田医事課長

すみません。今現在、マイナンバーカードで保険認証できる機会を1台総合受付に配置しております。これの使用については初診受付時にそのマイナンバーカードでご案内のときに本人確認させてもらうというシステムになっておりますので、今置いている場所が初診受付している場所になっておりますので、そこをちょっと移動するということは今のところ無理かなと思っております。

○銭谷委員長

ほかにありませんか。

理事者側から何かございませんか。ありませんか。

以上でその他事項の質疑等を打ち切ります。

以上をもちまして、本日の当委員会で予定していました事項の全てについて、審議が終了いたしました。

続きまして、会議規則第67条の規定により、閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出たいと思います。

その理由としては、前回と同様に、業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項等について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることと決しました。

次に、本会議において、当委員会での審査の経過と結果につきまして、委員長報告を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

当委員会での審査の経過と結果につきまして、本会議で委員長報告を行うこととします。議長のお取り計らいをお願いします。

委員長報告の内容につきましては、私に一任でお願いしたいのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○銭谷委員長

異議なしと認めます。

審議内容をまとめて作文している時間がないので、不出来な面はご容赦いただきますようお願いいたします。

◎閉会宣告

○銭谷委員長

最後になりましたが、委員各位のご協力によりまして、円滑に審議を進行することができましたことを感謝申し上げます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

閉会 午後 4時 12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

令和5年3月2日

委 員 長 錢 谷 春 樹

署 名 議 員 別 所 誠 司

署 名 議 員 小 西 規 夫